

依頼者の皆様へ

平成 29 年 2 月 6 日  
株式会社ハウスジーメン

**【重要】住宅省エネラベル適合性評価（住宅事業建築主基準に係る適合証）  
業務終了のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥の段お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 31 日をもって、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく建築物調査機関が廃止されることになり、当社が行う住宅省エネラベル適合性評価業務も終了させていただきます。

住宅省エネラベル適合証は、【フラット 35】S（金利 A プラン）の要件確認書類として利用できることから多くのお申込が見込まれておりますので、当社における住宅省エネラベル適合証の審査日数等を考慮し、業務終了までの受付・発行業務につきまして下記の通り進めさせていただきます旨、ご案内申し上げます。

皆様におかれましては、下記の事項をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **平成 29 年 3 月 10 日（金）** の依頼書到着分をもちまして新規受付を終了とさせていただきます。（WEB 申込みにおいては申込受付完了分とします）  
※上記を過ぎての依頼書到着分は、未受理とし返却させていただきます。
- 上記受付分につきましては、**3 月 24 日（金）** までに審査を実施いたします。
- 質疑等により補正が必要な場合は、速やかに補正を完了していただきますようお願いいたします。なお、依頼内容の不備・不足書類が多数あるなどにより審査をすることができない場合や補正が完了せずに **3 月 31 日（金）** をむかえた場合は、『住宅事業建築主基準に係る不適合通知書』の発行をもって審査完了とさせていただきます。
- 審査着手後の審査料は返還いたしません。（不備・不足書類等の連絡をもって審査着手となります）
- 変更申請及び再交付につきましても、**3 月 31 日（金）** をもって業務を終了させていただきますので別途ご相談ください。

【お問合せ先】

株式会社ハウスジーメン 技術部 審査室 03-5408-8496

以上